



ニコニコ箱

ありがとうございました

楠本 章さん 妻、美恵子の葬儀には、御会葬頂き有難うございました。
 谷口 文利さん 米原様本日は宜しくお願ひします。
 岸裏 廣澄さん 貴重な時間を頂きありがとうございます。
 野上 泰造さん 米原様卓話楽しみにしています。
 古屋 光英さん 米原さん卓話よろしくおねがひします。
 山本 進三さん 米原さん卓話よろしくお願ひします。
 阪神タイガース応援団一同

〔皆出席表彰〕

谷口 文利さん 皆さんのお陰で15年になりました。ありがとうございます。
 寺下 浩彰さん 有難うございます。
 野上 泰造さん ありがとうございます。
 吉田 篤生さん なんとか皆出席続けられました。



おめでとうございます!

【本日の累計 63,660円(計8名 11件)(お誕生日お祝い 553,000円 皆出席表彰 150,000円 その他 2,240,796円) 累計額 2,943,796円】

本日の例会 5月19日(木) 前回の例会 5月12日(木)

- アルパの演奏 PAPI TAKEUCHIさん
- お誕生日お祝い
 - 名手 功さん 5月 5日
 - 谷口 文利さん 5月 7日
 - 田中 完児さん 5月19日
 - 岡野 年秀さん 5月25日
- ピアノ演奏 中井 利枝さん
 - 自由の大地(服部 克久)
 - 風の子守歌(服部 克久)

- 卓話「暴力団情勢について」
和歌山県警察本部刑事部参事官 組織犯罪対策課長 米原 睦さん
- ロータリーソング 黒田 純一 ソング委員長
「奉仕の理想」
- 出席報告 真野 賢司 出席副委員長
会員数 49名(内出席規定適用免除会員11名)

5月12日(本 日)	27名	62.8%
4月28日(メーキャップ後)	42名	93.3%

次回の例会 5月26日(木)

- 卓話「土地価格の動向と今後について」
和歌山県不動産鑑定士協会会長 安藤 元二さん

クラブ名	日 時	内 容
和歌山城南R.C.	5月19日(木)	クラブフォーラム「I. D. M. 発表④」「大地震の備え、和歌山の防災対策を考える」
和歌山南R.C.	5月20日(金)	クラブフォーラム「I. D. M. 発表」
和歌山中R.C.	5月20日(金)	クラブフォーラム「I. D. M. 発表」
和歌山北R.C.	5月23日(月)	卓話「情報を伝える写真とは」写真家 堀田 賢治さん
和歌山アゼリアR.C.	5月23日(月)	卓話「高校野球と私」元巨人軍(箕島高校春夏連覇メンバー) 上野 敬三さん
和歌山R.C.	5月24日(火)	卓話「人の力の偉大さを感じて」 公益財団法人和歌山県文化財センター事務局次長 山本 高照さん
和歌山サンライズR.C.	5月24日(火)	
和歌山西R.C.	5月25日(水)	クラブ創立記念日にちなんで〈第6回ご家族参加DAY〉
和歌山東南R.C.	5月25日(水)	クラブフォーラム「I. D. M. 発表」

●メイキャップ状況● (敬称略)

5月11日(水) 大阪南西R.C. 堀井 孝一 / 5月11日(水) 和歌山西R.C. 乾 敦雄

国際ロータリー第2640地区 例会場/ルミエール華月殿 和歌山市屋形町2-10 TEL (073) 424-9392 例会日 木曜日 12時30分
 和歌山東ロータリークラブ 事務局/〒640-8142 和歌山市三番丁6関西電ビル5F TEL (073) 432-4343・FAX (073) 432-4845
 創立/1959年2月23日 会報・広報委員会 谷口 文利 笹島 良雄 岡野 年秀 堀岡 忠男 角谷 芳伸



BUILDING COMMUNITIES
BRIDGING CONTINENTS

2010~2011年度 国際ロータリーのテーマ

「地域を育み 大陸をつなぐ」

2010~2011年度 和歌山東ロータリーのテーマ

「地域に広げよう、友情の輪」

国際ロータリー 第2640地区 和歌山東ロータリークラブ

URL http://www.werc.jp E-mail info@werc.jp

2011年 5月19日(木)

週報 / VOL.52 No.40(通巻2495)

会長報告

野上 泰造 会長



皆様、こんにちは。会長報告を申し上げます。
 阪神タイガースは巨人と共に、最下位になってしまいました。ジャイアンツのファンの方と、仲良くしたいと思います。
 さて日本では、原子力に代わるエネルギーを模索していますが、近海には、世界最大のメタンハイドレートが眠っています。100年で使い切れない量があり、CO2の発生量も石油の半分以下。しかしその採取や開発になかなか進歩が見られません。これは、科学者や企業が石油や原子力などの分野との癒着が、邪魔をしているようです。また、以前は主張しなかった尖閣や竹島の領有権を近隣諸国が、主張するようになったのは、このメタンハイドレートが要因になっているようです。いずれにしても、その対応を急ぎ、資源の無い日本を浮上させる必要があります。

幹事報告

古屋 光英 幹事



こぼと学園便りが届いています。……回覧
 わか地下広場のI. M. 3組のロータリーP. R. パネルの交換原稿が昨日の会長・幹事会で決まりました。それにはロータリー100年の森林(もり)が写っています。また駅前広場のロータリー花壇のパネルも決定しております。……回覧

泉州KUMATORIロータリークラブより認証状伝達式の案内が届いております。
 [2011年6月4日(土)全日空ゲートタワーホテル大阪] ……回覧

ロータリーレート変更(5月より)1ドル80円 → 82円

委員会報告

IM3組 記録委員長 谷口 文利さん

6月4日(土)、5日(日)の親睦旅行ですが、本日理事会で承認後お知らせ致しますので宜しくお願いします。

委員会報告

松田ガバナー補佐代理 副幹事 岸裏 廣澄さん



東日本大震災災害支援活動について
 4月28日の例会において副幹事として、東日本大震災義援金及びニュージーランド大地震義援金のお礼の手紙を頂いた事の報告を致しましたが、東クラブでも個人として山野会員、堀岡会員、吉田会員より物品の支援を頂き有難う御座いました。
 それからガバナー会からの報告によりますと、全国のロータリーから現在7億5千万円が集まっています。この義援金の使途について、ロータリーらしい支援活動として検討した結果、
 ①災害遺児+教育環境支援プログラムとして「中学・高校・大学・専門学校への奨学金支援」
 ②ファイブ・フォー・ワン・クラブプログラム「非被災5クラブが1つのグループを作り、被災1クラブを物心両面で支えるプログラムの展開」この2つを組み合わせた災害遺児とその家族に温かく寄り添えるような、また息の長い取り組みを考えております。

林ガバナーエレクトの件についてでございますが、この件も4月28日付の例会において、私の方から辞任の申出があった事の報告をしましたが、この件について松田ガバナー補佐より『5月号ガバナー月信のガバナー報告の中で、ガバナーエレクト辞任のお詫びのご報告をしております。別紙皆様にお配り致しますのでご一読願います。林氏の心情をお汲み取り頂きまして、お許しを頂きたいと思っております。そして林氏は米田ガバナーに対して次の世代に続く透明性のある争いのない楽しい地区に育てて頂くよう「地区改革」をお願いしております。林ガバナーエレクトの辞任に伴い、次のガバナーエレクト選出は手続要覧に従いRI理事会が5月9日より開かれ、これによって決定される予定です。私達は次年度誰かがガバナーになられても東RCとして培ってきたロータリースピリットを発してより良いクラブにして頂く事を熱望しております』とのお話の一部を報告させていただきます。

最後に松田ガバナー補佐には長期間に亘り、色んな問題でご苦勞をお掛けしたと思っております。少し体調を崩されたようで心配しています。松田ガバナー補佐のご尽力を推量したいと思います。

卓話

暴力団情勢について

和歌山県警察本部 刑事部参事官 組織犯罪対策課長 米原 睦さん



ロータリークラブの皆さんには日頃、警察行政の各班に亘りご理解とご協力に感謝いたします。有難う御座います。

組織犯罪対策課の仕事ですが、一つは暴力団の取り締まり、排除で、和歌山県暴力団排除条例が今年7月1日より施行されます。もう一つは銃器、薬物の摘発、そして国際犯罪の取り締まりです。

それでは暴力団情勢についてですが、暴力団とは平成4年に施行された暴力団対策法により指定を受けた団体で、全国で22団体あり、一番知られているのが山口組で、和歌山は山口一色です。構成員は全国で38,600人程でそのうち山口組は20,000強です。和歌山には、19組織約330人(構成員約190人)がおり、平成4年当時は県内に52組織、653人であり、数は減っていますが減った分は地下に潜り企業活動をしていると見ています。

7月1日施行の条例について説明します。

この条例の性格は、「暴力団を取り締まる条例」ではなく、「暴力団を排除する条例」で、暴力団を取り締まる法令は「暴対法」です。

では皆さんは、家の中にゴキブリが出てきたらどうしますか? ゴキブリは丸めた新聞紙で叩きつぶしたり、殺虫剤をまきます。これが取締です。しかし、これだけではゴキブリ(暴力団)を完全に駆除できないので、どうすれば駆除できるか。

家(社会)の中で、ゴキブリの

- 卵を産ませない ~ 少年を暴力団に加入させない
- 巣を作らせない ~ 暴力団事務所を開設・運営できなくする
- エサをやらない ~ 暴力団の資金源を断つ

(1) 暴力団事務所の開設・運営の禁止(12条)

学校、図書館などの文教施設から200メートルの区域内において、暴力団事務所を新規に開設及び運営することが禁止されます。

保護の対象となる施設は、

- ① 学校(幼稚園を含む)・専修学校
- ② 児童福祉施設(保育園を含む)
- ③ 図書館
- ④ 博物館
- ⑤ 都市公園
- ⑥ その他、公安委員会規則で定めるものとなります。

(2) 利益供与の禁止・利益供与を受けることの禁止(15条)

事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次の行為が禁止されている。

- ① 暴力団の威力を利用する目的で、利益供与をすること。
 - ② 暴力団の威力を利用したことに関し、利益供与をすること。
 - ③ 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、利益供与をすること。
- ※暴力団員等が情を知ったうえで、これらの利益供与をうけることの禁止。

ア 暴力団の威力を利用することの禁止

※「暴力団の威力を利用」とは～

(自分の事業に有利なように)暴力団の力を利用することをいい、実際に暴力団に依頼せずとも、暴力団を騙ったり、代紋を示したりすることも含まれる。

例 「俺のバックにはヤクザが付いているんじゃ!」
「金払わんかったら〇〇組の若い衆に取りに行かせるぞ!」

イ 暴力団員等に対する利益供与の禁止

※「指定した者」～

例 「ワシが受け取ると色々うるさいんで、ワシの女に金送ってくれや」

(3) 不動産の譲渡に係る契約・代理又は媒介の禁止(18条)

(自己が)譲渡しようとしている不動産が暴力団事務所に使用されることを知って売買等の契約を締結することが禁止されている。

(4) 不動産の譲渡等に係る代理又は媒介の禁止(19条)

(他人が)譲渡しようとしている不動産が暴力団事務所に使用されることを知って売買等の契約の代理又は媒介をすることが禁止されている。

(5) 建設工事の請負に係る契約の禁止(20条)

請負をしようとしている物件が暴力団事務所に使用されることを知って建設工事の請負契約を締結することが禁止されている。

※ 公安委員会は、(2)～(5)の事実の疑いがある者等に対して、違反事実を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

- 違反事実が判明した場合は → 公安委員会が是正勧告
- 勧告に従わない場合は → その事実を公表
- 県の行う入札に参加できる資格を停止

【暴力団事務所の開設・運営の禁止】
学校、図書館などの文教施設から200メートルの区域内において、暴力団事務所を新規に開設及び運営することが禁止されます。

保護の対象となる施設
① 学校(幼稚園を含む)・専修学校など
② 児童福祉施設(保育園を含む)
③ 図書館
④ 博物館
⑤ 都市公園
⑥ その他、公安委員会規則で定めるもの

【利益供与の禁止・利益供与を受けることの禁止】
事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次の行為が禁止されています。

① 暴力団の威力を利用する目的で、利益供与をすること。
② 暴力団の威力を利用したことに関し、利益供与をすること。
③ 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、利益供与をすること。

【不動産の譲渡等に係る契約・代理又は媒介の禁止】
譲渡しようとしている不動産が暴力団事務所に使用されることを知って売買等の契約を締結することが禁止されます。

【建設工事の請負に係る契約の禁止】
請負をしようとしている物件が暴力団事務所に使用されることを知って建設工事の請負契約を締結することが禁止されます。

【市民等に対する支援・警察による保護措置など】
県民、市民等が暴力団排除活動を自主的に取り組むことができるよう、情報の提供、助言、指導等の必要な支援を行います。また、暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察は警戒等の必要な保護措置を行います。